

2024年4月



日本生命保険相互会社【財形管理課】

〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

■お問合せ先【財形管理課】

**0120-981-818**（通話料無料）

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
（祝日、12/31～1/3を除く）

## 【ご案内】財形住宅貯蓄 非課税払出要件の変更について

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

令和6年度の税制改正に伴って、令和6年4月1日付「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、財形住宅貯蓄契約における非課税払出要件の一部が変更されました。

変更内容は下記のとおりですので、ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

記

### ■床面積要件の変更

#### <改正前>

- 取得する住宅の床面積

床面積が50㎡以上であること。

（令和5年12月31日までに建築確認を受けた、新築住宅または建築後使用されたことがない住宅については、床面積が40㎡以上であること）

#### <改正後>

- 取得する住宅の床面積

床面積が50㎡以上であること。

新築住宅または建築後使用されたことがない住宅で、次のいずれかに該当する場合は、床面積が40㎡以上であること。

（イ）令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅

（ロ）令和6年1月1日～令和6年12月31日までに建築確認を受けた「認定住宅等（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅）」

※詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_38473.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_38473.html)

（ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > 勤労者財産形成促進制度>

重要なお知らせ 財形貯蓄制度に関するお知らせ > 財形住宅貯蓄の適格払出に関する床面積及び築年数の要件の改正について）

以上